

環境局職員の職務倫理保持に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、職員が保持すべき職務倫理について定めるとともに、職員がこの要綱を遵守することによって、環境局職員に対する市民の信用の失墜を防止し、市長が本市の重要課題の一つである「ごみ減量」に向けた市民協働をより一層推進できる職場風土を醸成することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における「職員」とは、環境局に所属する全ての職員をいう。

2 この要綱における「課長等」とは、大阪市事務分掌規則（昭和24年9月15日 規則第133号）第2条により置かれた課長、第7条により設置された担当のリーダーである担当課長、大阪市事業所事務分掌規則（昭和37年2月1日 規則第5号）第1条により設置された事業所の長及び環境局長が別に定める職にある者をいう。

(全体の奉仕者)

第3条 職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務しなければならない。

2 職員は、公正に職務を執行し、その職務や地位を私的利益のために用いてはならない。

3 職員は、その職務の執行にあたり、使用料、手数料その他法令等で定めるものを除くほか、金銭、物品の授受その他いかなる便宜の供与も受けてはならない。

(法令遵守)

第4条 職員は、地方公務員法その他の規定等で定める服務規律を遵守し、また常にコンプライアンス意識をもって職務を遂行しなければならない。

2 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 職員は、その職務の執行にあたり、公金、物品、個人情報等の取扱い及び契約手続きについて、適切な注意を払い、関係規定に沿って、適正に事務を行わなければならない。

4 職員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）に規定する暴力団と関わり、市民からの信用失墜を招いてはならない。

(職員の責務)

第5条 職員は、市民への応対にあたり、常日頃から親切、丁寧かつ迅速に行うことを心がけ、いやしくも粗暴な言動は厳に慎まなければならない。

2 職員は、円滑な業務運営を推進するため、上司、同僚、部下に対する粗暴な言動や各種ハラスメントは、決してこれを行ってはならない。

3 職員は、適切に本市の施設、物品を使用しなければならず、故意に毀損し、私用に供し、又は不必要的私物を持ち込んではならない。

4 職員は、自らの担当業務の理解に努めるとともに、自らの資質の向上に努めなければならない。

(職員の身だしなみ等)

第6条 職員は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民が不快感、威圧感を覚えるような身だしなみをしてはならない。なお、職員が遵守すべき身だしなみについては、別に定める。

- 2 職員は、勤務時間中においては、職員証の名札への活用又は名札の着用をしなければならない。
- 3 職員は、貸与された被服を正しく着用し、その品位の保持をはかるとともに、業務に伴う怪我の防止に努めなければならない。

(職員の健康管理)

第7条 職員は、常に良好な健康状態で職務に従事するように、心身の健康管理に十分留意しなければならない。

- 2 病気、負傷等によりやむを得ず勤務ができない職員は、療養に専念し、早期回復に努めなければならない。
- 3 職員は、勤務に支障を及ぼし、又は職員としての品位を失うに至るまで飲酒、遊興等をしてはならない。特に飲酒運転は、決して行ってはならない。

(多重多額債務等)

第8条 職員は、健全な生活設計を図ることに努め、支払い能力を超えた借財を重ねるなどにより、職務に影響を及ぼすことのないようにしなければならない。

- 2 職員は、公務員としての立場を自覚し、税金その他の公的債権を滞納することのないようにしなければならない。

(指導等)

第9条 課長等は、この要綱に定める事項に違反することが生じた場合には、適切な指導を行わなければならない。

- 2 職員は、前項の指導を真摯に受け止め、是正をしなければならない。
- 3 第1項の指導を行った課長等は、指導から是正に至る経過について、指導記録を作成しなければならない。

(処分その他の措置)

第10条 この要綱に定める事項に違反することにより、次のいずれかに該当する場合は、地方公務員法その他の法令、又は懲戒処分に関する指針、分限処分等に関する手引き等の関係規定等に則って、厳正に対処する。

- (1) 本市及び本市職員の信用を失墜させた場合
- (2) 業務の円滑な遂行に支障が生じた場合
- (3) その他処分・措置等に値するとして課長等が認めた場合

(施行細則)

第 11 条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 5 月 14 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。